

半田市立図書館相互貸借要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市立図書館（以下「当館」という。）が図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第4号の規定に基づいて行う資料の相互貸借について必要な事項を定めるものとする。

(借受け)

第2条 借受けする資料の点数、期間、取扱い等については、資料を借受ける図書館の定めるところによる。

(貸出し)

第3条 他の図書館から所蔵資料の貸出しの申込みを受けた場合は、次の各号に掲げるものを除き、貸出しをする。

- (1) 特別資料室内の和装本
- (2) 郷土資料のうち複本がないもの
- (3) 視聴覚資料
- (4) 古い資料等で損傷しやすいもの
- (5) 当館が新規に受け入れてから6か月に満たないもの
- (6) その他館長が貸出しを不相当と認めたもの

(貸出しの数及び期間)

第4条 他の図書館に対して貸出しをすることができる資料の数は、1館につき200点以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、200点を超過して貸し出すことができる。

2 貸出期間は、5週間以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、5週間を超過して貸し出すことができる。

3 貸出期間は、第3条の規定による貸出しの申込みをした図書館（以下「貸出申込館」という。）に資料が到着した日を初日とし、当該資料が当館に返却された日をもって終日とする。

4 当館が業務に必要があると認めたときは、第2項の規定にかかわらず、貸出した資料の返却を貸出申込館に請求することができるものとし、貸出申込館は当館の返却請求に対し、速やかに対応するものとする。

(貸出資料の利用制限)

第5条 館長は必要があると認めたときは、貸出資料の利用について制限を加えることができる。

(貸出資料の損傷又は滅失の損害賠償)

第6条 貸出申込館が貸出資料を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。